

○美咲町備蓄食料「棚田粥」の販売に関する要綱

平成29年6月12日

告示第73号

(趣旨)

第1条 この告示は、美咲町備蓄食料「棚田粥」(以下「棚田粥」という。)の販売に関し必要な事項を定めるものとする。

(販売店)

第2条 「棚田粥」を販売しようとする者は、美咲町備蓄食料「棚田粥」登録申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、その適否を決定しなければならない。

3 町長は、前項の規定による審査の結果、相当と認めるときは、当該申請書に記載された店舗を美咲町備蓄食料「棚田粥」販売店(以下、販売店という。)として登録するとともに、その旨を美咲町備蓄食料「棚田粥」販売店登録通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第3条 販売店は町長が別に指示する場合を除き、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 「棚田粥」を販売する権利を第三者に譲渡しないこと。

(2) 町内で災害が発生し、避難者等の食料確保が必要になった場合は、在庫している「棚田粥」を避難者等に優先的に提供すること。

(販売)

第4条 町は、「棚田粥」を販売店に1パック120円(税込み)の卸価格で販売する。この場合における販売は、1パック単位で行うものとする。

2 販売店は、販売価格1パック150円(税込み)で、これを販売するものとする。

3 販売店は、町から「棚田粥」を購入しようとするときは、現金で購入するものとする。

(「棚田粥」の取替え)

第5条 販売店は、町から「棚田粥」を購入した後、製品不良等のため販売するに不十分な商品を見つけた場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

2 町長は、前項の規定により報告を受けた場合は、速やかに調査を行い、販売店に対し相当分の「棚田粥」を取り替えなければならない。

(変更等の届出)

第6条 販売店は、その登録内容に変更が生じた場合は、速やかに美咲町備蓄食料「棚田粥」販売店登録内容変更届(様式第3号)を町長に届け出なければならない。

2 販売店は、「棚田粥」の販売を中止しようとする場合は、美咲町備蓄食料「棚田粥」販売登録廃止届(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(販売店の解除)

第7条 町長は、販売店が次の各号のいずれかに該当する場合は、販売店の登録を解除することができる

(1) この告示に違反したとき。

(2) この告示に基づいて町長が指示した事項に従わないとき。

(3) 販売店としてふさわしくない行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により販売店の登録を解除しようとするときは、あらかじめその旨を販売店に通知しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、「棚田粥」の販売に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第24号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年	月	日
登録番号		

美咲町備蓄食料「棚田粥」販売店登録申請書

美咲町長 殿

申請者 住 所
事業所名
(店舗名)
代 表 者

美咲町備蓄食料「棚田粥」販売店の登録を受けたいので、美咲町備蓄食料「棚田粥」の販売に関する要綱第2条の規定により次のとおり申請します。

美咲町備蓄食料「棚田粥」販売店登録申請店舗

店 舗 名			
所 在 地			
代 表 者 名			
業 種		電 話 番 号	

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

美咲町備蓄食料「棚田粥」販売店登録通知書

様

美咲町長

次の店舗を美咲町備蓄食料「棚田粥」販売店に登録したことを通知します。

登録番号	
店舗名	
所在地	
代表者名	
業種	

取扱店の遵守事項

美咲町備蓄食料「棚田粥」の販売に関する要綱（別紙）を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

登録番号	
------	--

美咲町長 殿

申請者 住 所
事業所名
(店舗名)
代 表 者

美咲町備蓄食料「棚田粥」販売店登録内容変更届

美咲町備蓄食料「棚田粥」販売店の登録内容に関して変更が生じたので、美咲町備蓄食料「棚田粥」販売に関する要綱第6条の規定により次のとおり届け出ます。

旧	店 舗 名			
	所 在 地			
	代 表 者 名			
	業 種		電 話 番 号	
新	店 舗 名			
	所 在 地			
	代 表 者 名			
	業 種		電 話 番 号	

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

登録番号	
------	--

美咲町長 殿

申請者 住 所
事業所名
(店舗名)
代 表 者

美咲町備蓄食料「棚田粥」販売店登録廃止届

美咲町備蓄食料「棚田粥」販売店の登録を受けていましたが、廃止したいので、美咲町備蓄食料「棚田粥」の販売に関する要綱第6条の規定により次のとおり届け出します。

店 舗 名			
所 在 地			
代 表 者 名			
業 種		電 話 番 号	